

軽費老人ホーム ケアハウス 慈しみの家 重要事項説明書

2025年6月1日現在

「慈しみの家」の運営方針

社会福祉法人慈生会が設置運営するケアハウス「慈しみの家」（以下「事業者」という）は、創立者ヨゼフ・フロジャク師の遺志を継ぎ、キリストの福音を精神的な基盤として創設され、入居者（以下入居者と記し、敬称を略します）の自主性の尊重を基本として、神の恵みのもとで入居者が健康で心豊かな生活を送ることを、目的としています。

サービスの提供にあたっては、入居者の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援いたします。

また、地域や家庭との結びつきを大切にし、区市町村や居宅サービス事業者等と連携して適切なサービスの提供に努めます。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈生会
- (2) 法人所在地 〒165-0022 東京都中野区江古田 3-15-2
- (3) 電話番号 03-3387-5567
- (4) 代表者氏名 理事長 田代 嘉子
- (5) 設立年月日 昭和18年4月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (2) 施設の名称 ケアハウス 慈しみの家
- (3) 施設所在地 〒165-0022 東京都中野区江古田 3-15-2
- (4) 電話番号 03-3387-3222
- (5) 施設長（管理者）氏名 池谷 恵子
- (6) 開設年月日 平成11年4月1日

3. 入居定員・入居資格

- (1) 入居定員 29名
- (2) 入居の要件
 - ①原則として60歳以上の方
 - ②自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、また高齢等のため地域で独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な方
 - ③伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わず、共同生活に適應できる方

- ④各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる方
- ⑤介護保険で要介護認定を受けていない方
- ⑥生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる方
- ⑦確実な保証能力を有する連帯保証人が立てられる方。ただし、真にやむ得ない特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
真にやむ得ない特別の事情があると認める方は次の各号のとおりとします。
 - ア. 扶養義務者または身寄りがなく、連帯保証人を立て難い方
 - イ. 家庭事情等により連帯保証人を立て難い事情にある方
- ⑧前項により認められたものは、次の各号について所定の誓約書を提出しなければなりません。
 - ア. 利用料の支払いに必要な措置
 - イ. 疾病等により医療機関に入院を要する場合の措置
 - ウ. 心身の状態等により慈しみの家居住に適しなくなった場合の措置
 - エ. その他身上に関する必要な措置

4. 入居施設の概要

(1)居室等の概要

慈しみの家では以下の居室・設備をご用意しています。宿直室を除き、特別養護老人ホームベタニアホームの4階にあります。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（個室）	29室	14.86 m ² ～ 16.49 m ²
娯楽室	1室	16.72 m ² （和室）
食堂	1室	47.75 m ²
浴室（大浴室）	2室	20.06 m ² （総面積）
浴室（個人浴室）	2室	6.30 m ²
相談室	1室	3.79 m ²
宿直室	1室	3.29 m ²

(2)居室に関する特記事項

居室は全室個室です。

南向きまたは東向き（北東）の部屋となります。

各部屋がベランダに面しており、ベランダは防災上の避難路となっています。

居室には押入れがあり、ベランダに面した窓にカーテンが備え付けられています。

居室のトイレ室内に洗面台があり、小型の洗濯機を置くスペースがあります。

ミニキッチンには電磁コンロ、ミニ冷蔵庫があります。

電話は個人で引くことができます。

地上デジタル放送・BSデジタル放送対応のアンテナ端子があります。

5. 職員の配置状況と職務

事業者は、入居者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、国及び東京都の配置基準を遵守しています。

(1) 職員の配置状況

施設長（兼任）	（1名）
生活相談員	1名
介護職員	1名
栄養士（兼任）	（1名）
事務員	1名
調理員等	1名

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
生活相談員	9：00～18：00
介護職員	9：00～18：00
事務員	9：00～18：00
調理員等	6：00～15：00（早出業務の場合） 8：00～17：00（日勤業務 ①） 9：00～18：15（日勤業務 ②） 10：30～19：30（遅出業務の場合） ※特養、デイサービスと合同調理のため 複数のシフトに就いています。

6. 事業者が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

① 相談・助言

- ア. 入居者の従来 of 生活状況、家庭状況及び心身の健康状態について把握し、入居後は各種相談に応じるとともに適切な助言に努めます。
- イ. 常に区市町村、介護保険サービス等の実施者と十分な連携をとり、必要に応じその有効な利用について入居者への紹介・手続き等の援助を行います。

② 居室

- ア. 居室は個室です。
- イ. 原則として、居室の変更はできません。
ただし、次の場合には居室を変更することができます。
 - ・入居者の身体機能低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき
 - ・前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき

③食事

- ア. 入居者に対して、高齢者に適した食事を一日3食提供します。
- イ. 栄養士による献立表及び実施献立表を作成します。
- ウ. 食事の提供に当たっては、個人の嗜好及び食事時間等入居者の希望について工夫するように努めます。

④入浴

- ア. 週3回（月曜日・水曜日、金曜日）に職員が大浴室の準備を行います。
- イ. 個人浴室は毎日使用できます。
- ウ. 原則として、個別の入浴介助は行いません。

⑤緊急時の対応

- ア. 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員は、入居者からの緊急の対応の要請があった時は速やかに協力医療機関への連絡を行うなど、適切な対応に努めます。
入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
- イ. 当該協力医療機関の協力を得て、連携方法その他の緊急時における対応方法を定め、1年に1回以上、緊急時における対応方法等の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法等の変更を行います。

⑥夜間の管理体制

原則として、職員が宿直をして緊急時の対応を行います。

⑦介護保険サービス等の利用

- ア. 入居者が、個別の日常生活上の援助および介護を要する状態になった場合は、適切な介護保険サービスを受けられるよう迅速な対応に努めます。
- イ. 入居者が、疾病、常時の要介護状態、収入の途絶等、生活に困難を生じた場合は、医療機関への連絡、家族との調整等必要な対応を行います。

⑧保健衛生

- ア. 入居者と事業者の保健衛生のため、次の各号の実施に努めます。
 - ・衛生知識の普及
 - ・年1回以上の大掃除
 - ・年2回以上の消毒（害虫駆除）
 - ・その他必要な事柄
- イ. 入居者に、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その結果を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めます。

⑨入居者の活動への協力

入居者の、生活が健康で明るいものとなるように、必要に応じ助言を行うとともに、自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合には必要に

応じて協力いたします。また、事業者も入居者の生活に即した活動を随時提供します。

⑩ 防火・防災

事業者は、消防法等関係法律及び通知に規定されている事項について遵守いたします。

⑪ その他

ア. 外出・外泊は自由にできます。その際は外出届・外泊届を提出していただきます。

イ. 遠方から家族・友人が来訪し宿泊が必要な場合は、1泊2,000円でゲストルーム（娛樂室）を使用することができます。

(2) サービス利用料金

① 基本料金として、サービスの提供に要する費用として、施設利用料（事務費、生活費、管理費）がかかります。〔別紙料金表〕

サービスの提供に要する費用の算定基準となる入居者の収入に変更が生じたときは、当該入居者はその変更事項を説明できる書類を添えて、施設長に申請しなければなりません。

② 居室で使用した電気料金・水道料金は入居者の自己負担となります。

③ 入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用は自己負担となります。

ア. 一時的疾病時における深夜介護に要する費用

イ. 行事、クラブ活動等の材料費

ウ. その他、特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

④ 入居者は、退去時における居室の原状回復費用および利用料が滞納された場合の保証金として、施設利用料の3ヶ月分に相当する費用（上限30万円）を入居時に支払うものとします。保証金は原状回復に要した費用等に充て、残金がある場合は返金します。

⑤ 入居または退去等、1ヶ月に満たない期間の利用料は日割り計算により精算します。

⑥ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、変更を行う日の1ヶ月前までに説明いたします。

(3) 食費の返金について

慈しみの家では原則として食費の返金はありませんが、以下の場合に限って、一部食材費相当等を返金します。返金は1日単位の欠食（朝・昼・夕、1日3食すべてを欠食）の場合に発生します。

① 長期入院による欠食

② 外泊による欠食 ※10日前までに外泊届を提出した場合に適用されます。

③ 外出による欠食 ※10日前までに外出届を提出した場合に適用されます。

(4) 利用料金の支払い方法

- ① 施設利用料は、事業者と決定した支払い方法により、当月分を毎月1日までに支払い下さい。
- ② 居室で使用した電気料金・水道料金は、事業者と決定した支払い方法により、前々月使用分を毎月1日までに支払い下さい。

7. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。ただし、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記協力医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人財団 健貢会 総合東京病院
所在地	中野区江古田3-15-2
診療科	内科等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人財団 健貢会 総合東京病院
所在地	中野区江古田3-15-2
診療科	歯科口腔外科

8. 入居および退去

(1) 入居

- ① 慈しみの家の入居希望者は、入居申込書を提出していただきます。
- ② 入居希望者への事前調査は、慈しみの家職員と入居希望者との直接面接により行います。その際に連帯保証人や家族等は同席することができます。
- ③ 調査に当たっては、入居希望者の健康状態を把握するために、健康診断書の提出を求める場合があります。
- ④ 入居の承認等は、文書または通信媒体等により本人宛に、入居の可否を通知します。
- ⑤ 入居が適当と認めた入居希望者は、待機者リストに登録されます。本説明書を交付し双方合意の上署名を取り交わします。
- ⑥ 入居の順番になりましたら、事業者からその旨を連絡いたします。
- ⑦ 事前調査時と健康状態に変化がなければ、入居に向けて次の書類を提出していただきます。
ア. 入居申込書 ※必要がある場合にのみ、改めて提出していただきます。

- イ. 健康診断書
- ウ. 身上調書
- エ. 収入申告書
- オ. 所得証明書（課税または非課税証明書等）
- カ. 年金証書の写し
- キ. その他

⑧退去者の居室原状回復作業終了後に双方合意の上で入居契約日を定め、原則として契約日に入居契約書を締結します。引越作業等は本人・家族で行っていただきます。

※利用料金の支払い義務は入居契約日から発生します。

(2) 退去

①以下の事項に該当するに至った場合には事業者との入居契約は終了し、入居者に退去していただくことになります。

- ア. 入居者が死亡した場合
- イ. 事業者が破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ウ. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- エ. 入居者から退去の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- オ. 事業者から退去の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

②入居者からの退去の申し出があった場合

契約の有効期間であっても、入居者から慈しみの家の退去を申し出ることができます。その場合には、退去を希望する日の30日前までに退去届（兼 契約解除届）をご提出下さい。

ただし、以下の事項に該当する場合には即時に契約を解約し、慈しみの家を退去することができます。

- ア. 利用料の変更に同意できない場合
- イ. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- ウ. 事業者もしくはサービス従事者が入居契約書の第10条に定める守秘義務に違反した場合
- エ. 事業者もしくはサービス従事者が故意または重大な過失により入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- オ. 他の入居者が入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

③事業者からの申し出により退去していただく場合

以下の事項に該当する場合には、慈しみの家から退去していただくことがあります。

- ア. 虚偽の申告によって入居の承諾を受けた場合
- イ. 正当な理由なく利用料を滞納した場合、または利用料を支払うことができなくなった場合
- ウ. 特別養護老人ホーム入所対象者程度の状態となり、介護保険サービスを導入しても施設での生活が著しく困難となった場合
- エ. 身体または精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となった場合
- オ. 金銭管理、各種サービス利用について入居者自身で判断できなくなった場合
- カ. 施設長の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしない場合
- キ. 収入申告書の提出にあたって虚偽の届出をおこなった場合
- ク. 入居者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ケ. 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- コ. 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合等、他の施設に入所した場合
- サ. 入居者の死亡

④退去時に必要な対応

- ア. 事業者は退去届（兼 契約解除届）を受理後、退去希望者と協議の上で退去日を設定します。
- イ. 居室の片付け、荷物移動の手配、家電等のリサイクル処分は退去者側で行ってください。
- ウ. 退去時は必ず居室の原状回復が必要です。特に希望がない限り、見積書を確認していただいた上で施設が工事を発注します。原状回復工事費用は入居時にお預かりした保証金を充てます。
- エ. 居室の原状回復工事が完成したら双方で確認します。その後、退去届（兼 契約解除届）を取り交わします。なお、退去届（兼 契約解除届）を取り交わすまでは、利用料金の支払い義務が発生します。

⑤円滑な退去のための援助

入居者が慈しみの家を退去する場合には、入居者の希望により事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な援助を行います。

- ア. 介護老人福祉施設等他の施設への入所を希望している場合、適切な施設を捜す上での相談援助
- イ. 退去に際し、居室の明渡しに向けた居室の片付け、家財の処分に関する相談援助

9. 非常災害対策

事業者は、消防法令に基づき、防火管理者を設置して消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けています。

また、非常災害に備えて消防計画等の防災計画を策定し、消火、通報、避難訓練等を年2回以上実施いたします。訓練には入居者の方にも参加していただきますので、ご協力をお願いします。緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等で職員に緊急事態の発生をお知らせください。

10. 苦情への対応

(1) 慈しみの家 相談窓口・苦情担当

窓口担当者 生活相談員 永崎涼子

電話 03-3387-3222

苦情解決責任者

(2) その他、慈しみの家のサービスについては、東京都および区市町村の相談・苦情窓口申し出ることもできます。また、慈しみの家は第三者委員制度を導入していますので、そちらに苦情を申し出ることもできます。

1階事務所前カウンター（第三者委員専用の苦情受付ボックス）、4階慈しみの家事務室前にご意見箱が設置されています。

11. 懇談会

慈しみの家では入居者の方々と施設長・職員との話し合いの場として、毎月1回懇談会を開催しています。生活全般、食事、行事予定等について入居者の皆様と話し合います。

年 月 日

軽費老人ホームケアハウス慈しみの家のサービスの提供にあたり、入居者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 東京都中野区江古田 3 - 1 5 - 2

名 称 社会福祉法人 慈生会 ケアハウス 慈しみの家 印

説明者

職 種

氏 名 印

年 月 日

私は、本書面に基づいて、軽費老人ホームケアハウス慈しみの家から重要事項の説明を受け、ケアハウス慈しみの家のサービスの提供に同意いたします。

入居者

住所

氏名 印

連帯保証人

住所

氏名 印

(別表 1)

個人の収入による月額負担金一覧表

新料金表

令和7年6月1日改定

区分	事務費		生活費	管理費	施設利用料 事務費+生活費+管理費
	階層区分(年額)	事務費			
1	1,500,000以下	10,000円	46,990円	26,400円	83,390円
2	1,500,001~1,600,000円	13,000円			86,390円
3	1,600,001~1,700,000	16,000円			89,390円
4	1,700,001~1,800,000	19,000円			92,390円
5	1,800,001~1,900,000	22,000円			95,390円
6	1,900,001~2,000,000	25,000円			98,390円
7	2,000,001~2,100,000	30,000円			103,390円
8	2,100,001~2,200,000	35,000円			108,390円
9	2,200,001~2,300,000	40,000円			113,390円
10	2,300,001~2,400,000	45,000円			118,390円
11	2,400,001~2,500,000	50,000円			123,390円
12	2,500,001~2,600,000	57,000円			130,390円
13	2,600,001~2,700,000	64,000円			137,390円
14	2,700,001~2,800,000	71,000円			144,390円
15	2,800,001~2,900,000	78,000円			151,390円
16	2,900,001~3,000,000	85,000円			158,390円
17	3,000,001~3,100,000	92,000円			165,390円
18	3,100,001以上	94,000円			167,390円

* 老人福祉法に基づく施設のため、生活費及び事務費は国による基準の変更があった場合、料金に変更になる事があります。